

静岡県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第23号

静岡県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）㊤」を削る。

様式第4号中「㊤」及び「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を削り、

⑤ 勤務先名称 ・電話番号	⑥ 同居扶養	⑦ 非同居扶養	⑧ 各種所得控除							⑩ 裁量 世帯	⑪ 異動 区分	⑫ 異動の発生した日	
			⑨ 扶養					⑬ 障害					⑭ 寡婦 (夫)
			⑧-1 老配	⑧-2 老人	⑧-3 特定	⑧-4 障害	⑧-5 特障	⑬-1 一般	⑬-2 特別				
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	
電話											1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日	

を

」

⑤ 給与所得及び 公的年金等に 係る雑所得以 外の所得の合 計金額	⑥ 勤務先名称 ・電話番号	⑦ 同居扶養	⑧ 非同居扶養	⑨ 各種所得控除										⑬ ひとり親 裁量世帯	⑭ 異動 区分	⑮ 異動の発生した日
				⑩ 扶養					⑪ 障害							
				⑩-1 老配	⑩-2 老人	⑩-3 特定	⑩-4 障害	⑩-5 特障	⑪-1 一般	⑪-2 特別	⑪-3 寡婦	⑪-4 ひとり親	⑪-5 裁量世帯			
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
円	電話														1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日

に

改め、同様式備考中「裁量世帯欄 (⑬)」を「裁量世帯欄 (⑭)」に改める。

様式第5号から様式第9号までの規定中「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)㊟」を削る。

様式第10号中「㊟」及び「(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)」を削る。

様式第10号の2から様式第15号までの規定中「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)㊟」を削る。

「代表者氏名 ㊟

様式第16号中 (代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

「代表者氏名」に改める。

様式第17号中「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)㊟」を削る。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県県営住宅条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申込書等は、改正後の静岡県県営住宅条例施行規則の相当する様式により提出されている申込書等とみなす。
- この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。